

●香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年3月30日

香川県監査委員	三谷和夫
同	大西均
同	香川芳文
同	高城宗幸

1 監査対象部局 公安委員会

2 監査対象年度 平成29年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高松北警察署	平成30年1月11日
高松南警察署	〃
琴平警察署	平成30年1月12日
東かがわ警察署	平成30年1月16日
交通企画課	平成30年1月26日
交通指導課	〃
交通規制課	〃
運転免許課	〃
交通機動隊	〃
高速道路交通警察隊	〃
公安課	〃
警備課	〃
機動隊	〃
警察学校	〃
生活安全企画課	平成30年1月30日
人身安全対策課	〃
少年課	〃
生活環境課	〃
地域課	〃
通信指令課	〃
刑事企画課	〃
捜査第一課	〃
捜査第二課	〃
組織犯罪対策課	〃
鑑識課	〃
科学捜査研究所	〃
総務課	平成30年2月2日
広聴・被害者支援課	〃

企画課	〃
人事課	〃
監察課	〃
会計課	〃
厚生課	〃
情報管理課	〃
さぬき警察署	平成30年2月27日
高松東警察署	〃
小豆警察署	〃
坂出警察署	〃
高松西警察署	〃
丸亀警察署	〃
三豊警察署	〃
観音寺警察署	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

受託留置に係る償還金について、1日当たりの償還額を誤って、請求しているものがあった。

(高松南警察署)

イ 支出について

病気休暇から復帰した月の通勤手当が、支給されていなかった。(捜査第二課)

ウ 物品について

県有自動車について、12か月法定点検をしていなかった。(高松南警察署)

(3) 検討指示事項

ア 契約について

仮運転免許試験の実施について、業務委託契約及び試験場借上契約を締結し、委託料と借上料をそれぞれ支出しているが、契約の統合について検討する必要がある。(運転免許課)